

合格に必須な独学力の鍛え方

～受動的にならない講座の利用法～

LEC 専任講師 森山和正

講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。著書「ケータイ司法書士」は、累計19万部を超え、受験生の必読書となっている。

著書

「ケータイ司法書士 I～VI」

「森山和正の司法書士Vマジック」

「司法書士合格六法」(以上三省堂)

「司法書士試験解法テクニック 50」

「司法書士暗記のターゲット 100」

「司法書士試験すぐに結果が出る勉強メソッド 55 (共著)」(以上中央経済社)

をはじめ著書多数。



1. 「合格する」ということの意味

R4 のデータ

基準点

午前の部 81 点 (27 問)

午後の部 75 点 (25 問)

記述式 35.0 点

基準点合計 191.0 点

合格点 216.5 点

合格点と基準点の差 25.5 点

出願者数 15,693 人

受験者 12,727 人

基準点突破者数

午前の部 3,642 人

午後の部 2,876 人

択一両方 2,316 人

記述式 1,160 人

合格者数 659 人

2. 確実合格のための学習法

★1 自分に足りないところを埋めていく

- ・分析の重要性
- ・闇雲にはじめても同じ結果になってしまう

やってよかったこと	やって失敗したこと

★2 正確な知識を身につけるために

(1) 総論

本試験で得点をとれる知識を身につけるための流れ
理解⇒記憶⇒演習⇒繰り返し

R5 - 6 (午後)

民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

イ 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときは、仮処分命令において仮処分解放金の額を定めなければならない。

ウ 保全命令に関する手続については、債権者であっても、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧を請求することができない。

エ 保全命令の申立てについて、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

オ 保全命令は、債権者にも送達しなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

参照過去問

H29 - 6 - オ (午後)

保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならないが、口頭弁論を経ないで決定する場合には、理由の要旨を示せば足りる。

H22 - 6 (午後)

ウ 仮の地位を定める仮処分命令の申立てについて口頭弁論を経ないで決定する場合には、決定に理由を付さなければならないが、係争物に関する仮処分命令の申立てについて口頭弁論を経ないで決定する場合には、理由の要旨を示せば足りる。

『ケータイ司法書士Ⅳ2023』P126

(6) 保全命令の申立てについての決定には、理由を付す必要がある。ただし、口頭弁論を経ないで決定する場合には、理由の要旨を示せば足りる (16条)

『森山和正の司法書士Ⅴマジック』民事系3法・供託法・司法書士法』より抜粋

P411

まず、「保全命令」という用語に注意してほしい。

保全命令は、仮差押命令・仮処分命令 (係争物に関する仮処分命令・仮の地位を定める仮処分命令) の総称である。条文上、「保全命令は～」と規定されているものは、仮差押命令・仮処分命令に共通して適用される。条文上、「保全命令は～」と規定されているにもかかわらず、本試験において「仮差押命令は、…。これに対して、仮処分命令は、…」と異なるものとして記載された選択肢が作られ、以上の

ことを知っているだけで簡単に誤りであると見抜けることも多い。……

P415～416

(1) 原則

保全命令についての決定には、理由を付さなければならない（16条前段）。当事者が不服申立てをするか否かの判断をする際の資料とするためである。

(2) 例外

ただし、口頭弁論を経ないで保全命令の決定をするには、理由の要旨を示せば足りる（16条後段）。ごく簡単に記載するしか方法がない場合があることを考慮し、民事保全の緊急性の要請から、規制を緩和したものである。

参照過去問

H3 1-6（午後）

オ 仮の地位を定める仮処分命令は、債務者だけでなく、債権者にも送達しなければならない。

参照過去問

H1 2-7（午後）

オ 係争物に関する仮処分命令は、相当と認める方法で当事者に告知すれば足りるが、仮の地位を定める仮処分命令は、当事者に送達しなければならない。

『ケータイ司法書士Ⅳ2023』P126

(7) 保全命令は、当事者に送達する必要がある（17条）。

『森山和正の司法書士Ⅴマジック』民事系3法・供託法・司法書士法』P416より
抜粋

保全命令は、当事者に送達しなければならない（17条）。保全命令は、債権者に保全執行を認める重要な裁判であるうえに、保全執行期間・不服申立期間の始期を明

らかにする必要があるからである。

(2) 必要な知識

どのような知識が必要か

⇒過去問レベルの知識

⇒幅広い知識（古い過去問・未出題の分野・改正論点）

- ・ 渋めの条文知識
- ・ マイナー分野からの出題
- ・ 不動産登記総論
- ・ 譲渡担保
- ・ 刑法各論

対策

①インプットテキストの利用法

⇒インプットはアウトプットのように

⇒思い出すことを意識する

⇒インプット講座の利用法（理解の促進＋ペースメーカー）

②過去問の利用法

⇒アウトプットはインプットのように

⇒何年分解くべきか

⇒どんな種類の過去問集を利用すべきか

③幅広い出題に対応するためには

⇒広く学習する・勝手に絞り込まない

⇒予想に頼らない（予想外し・予想講座の利用法）

★3 解法テクニック（解答力）を身につける

(1) 意義

- ・知識があっても、得点できなければ意味がない
- ・知識が確実に得点に結びついているか
- ・時間内に解き終わるか
- ・ケアレスミスはしていないか

(2) 対策

- ・テクニックを身につけるために
- ・解法テクニックを知る（『司法書士試験解法テクニック 50』も参考に）
- ・ケアレスミスを分析する
- ・早い時期から実践演習をする

★4 記述式問題の攻略

自分に何が足りないかを意識する

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・知識・ひな形・解法・演習・時間が足りない（本当に記述式のせいなのか） |
|---|

3. 合格できる学習計画

(1) 計画の重要性

①独学の成功の成否は計画にあり

⇒司法書士試験の難しさは範囲の広さ

②計画を立てて守る

③具体的計画

・3つのタームに分ける

年内	1月～3月	4月～6月
・基礎・土台作り・丁寧なインプット・改正対策 ・記述対策（知識・ひな形・解法の修得）	・実践演習（科目別答練） ⇒予習型または復習型 ⇒記述式の実践演習	直前期（暗記・演習・シミュレーション）

4. 「Vマジック攻略講座」について

(1) 講座の趣旨

①丁寧なインプット

②幅広い出題に対応

③独学力の養成

④記述式問題の総合対策

(2) 講座の利用法

★予習型

・時間の講義部分の『Vマジック』を読む

・講義を聞く

・講義の復習

・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効

・復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用

・『Vマジック』を読み直す

★復習型

- ・ 講義を聞く
- ・ 講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・ 『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・ 復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用
- ・ 『Vマジックを読み直す』

(3) 具体的スケジュール

通学生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						復習 B	答練・ 記述対 策など
午後						問題 B	
夜	やり残 しの確 認	講義 A 3 時間	復習 A	問題 A	講義 B 3 時間	読込 A・B	

通学生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	やり残 しの確 認	予習 A	復習 A	記述の 解法	予習 B	復習 B	答練な ど
午後			問題 A			問題 B	
夜	ケータ イ暗記	講義 A 3 時間	読込 A	ケータ イ暗記	講義 B 3 時間	読込 B	

通信生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						講義 A 3 時間	講義 B 3 時間
午後						復習 A	復習 B
夜	読込	読込	ケータイ暗記	ケータイ暗記	やり残しの確認	問題 A	問題 B

通信生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	講義 A1 1 時間	講義 A2 1 時間	講義 A3 1 時間	講義 B1 1 時間	講義 B2 1 時間	講義 B3 1 時間	答練・ 記述対 策など
	復習 A1	復習 A2	復習 A3	復習 B1	復習 B2	復習 B3	
午後	問題 A1 読込 A1	問題 A2 読込 A2	問題 A3 読込 A3	問題 B1 読込 B1	問題 B2 読込 B2	問題 B3 読込 B3	
	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	

(4)『森山和正の司法書士 V マジック』における本試験の知識の説明の有無

○ 説明されている

△ 直接は説明されていないが、基準などが記載されており、解答までたどり着けると推測できるもの（ただし、統計上は厳密に×と同じように数えた）

× 説明されていないもの

※ 学習の便宜のため、会社法・不動産登記法・商業登記法は、近日発売予定の第 2 版のページ数を掲載した。

<午前の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	○40	○162	○162	○54	○166	○
2	×	○225	△80	○137	○239	○
3	○249	○248	○246	×	×	○
4	○I 44	○II 451	○I 48	○I 48	○I 51	○
5	○I 96	○I 98	○I 107	○I 97	○I 88	○
6	○I 130	○I 129	○I 132	○I 131	○I 133	○
7	○I 241	○I 225	○II 63	○I 230	○I 249	○
8	○I 324	×	○I 324	○I 327	○I 325	○
9	○I 331	○I 334	○I 336	○I 335	○I 334	○
10	△I 340	○I 353	○I 344	○I 348	○I 345	○
11	○I 418	○I 429	○I 451	○I 453	○I 469	○
12	○I 418	○I 419	○I 421	○I 405	○I 414	○
13	○I 435	○I 433	○I 436	○I 436	○I 432	○
14	○I 454	○I 444	○I 458	○I 453	○I 452	○
15	○I 559	○I 564	○I 567	○I 585	○I 587	○
16	○II 35	×	△II 35	○II 35	○II 36	○
17	×	○II 124	△II 113	×	○II 119	○
18	○II 328	○II 330	△II 331	○II 330	○II 328	○
19	○II 334	○II 338	×	○II 339	○II 340	○
20	×	○II 451	○II 466	○II 458	○II 462	○
21	○II 493	×	×	○II 494	○II 494	○
22	×	×	×	×	×	×
23	○II 628	○II 611	○II 617	○II 605	○II 607	○
24	○417	○419	○419	○418	×	○
25	○375	○374	○376	○378	○379	○
26	△580	○491	○492	○433	×	○

27	○20	○329	○349	○343	○352	○
28	○30	×	○161	○334	○30	○
29	○52	○163	△143	○54	○66	○
30	○146	○151	○151	○152	○37	○
31	○160	○160	○212	○212	○223	○
32	×	×	○395	×	○396	×
33	×	×	○293	○293	○298	○
34	○435	○312、495	△447	○434	△546	○
35	○571	×	○571	○571	○574	○
	○141肢 △9肢 ×25肢					33問/35問

<午後の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	○30	○31	○31	×	○35	○
2	○236	○236	×	○237	○240	○
3	○219	○219	×	×	○219	×
4	○158	○165	○166	○161	○161	○
5	○288	○287	○290	○292	○292	○
6	○405	○417	×	○416	○416	○
7	○306	○333	○332	○331	○331	○
8	○610	○610	×	○612	○609	○
9	○539	○537	○548	○551	○538	○
10	○472	○505	○551	○472	×	○
11	○534	○533	○533	○533	×	○
12	○Ⅱ147	×	○Ⅱ158	○Ⅱ440	○Ⅱ309	○
13	○Ⅱ446	△Ⅱ467	○Ⅱ446	○Ⅱ494	○Ⅱ499	○
14	○Ⅰ255	○Ⅰ325	×	○Ⅰ156	○Ⅰ400	○

15	○303	○Ⅱ459	○Ⅱ49	○Ⅱ407	×	○
16	○Ⅱ394	○394	×	△Ⅱ400	○Ⅱ395	○
17	×	○Ⅰ138	○Ⅰ227	○Ⅱ408	○Ⅰ219	○
18	○Ⅰ109	△Ⅰ240	○Ⅰ115	○Ⅰ162	○Ⅰ79	○
19	○Ⅰ95	○Ⅰ91	○Ⅰ93	○Ⅰ94	○Ⅰ98	○
20	○Ⅰ314	○Ⅰ315	△Ⅰ319	○Ⅰ315	○Ⅰ313	○
21	○Ⅱ323	×	○Ⅱ322	○Ⅱ321	○Ⅱ322	○
22	○Ⅱ159	○Ⅱ349	○Ⅱ171	×	○162	○
23	○Ⅰ343	○Ⅰ347	○Ⅰ352	○訴332	×	○
24	△Ⅱ8	○Ⅱ82	○Ⅱ75	○Ⅱ137	○Ⅱ11	○
25	○Ⅰ22	×	○Ⅱ466	×	○Ⅱ465	○
26	○Ⅱ489	△Ⅱ489	○Ⅱ489	○Ⅱ489	○Ⅱ488	○
27	○Ⅱ491	○Ⅱ181	×	○Ⅱ42	○Ⅰ264	○
28	○628	×	○626	△617	×	△
29	○413	○415	○会344	○414	×	○
30	○166	○145	○153	×	○163	○
31	△会210	○269	○228	△89等	×	×
32	○214	○208	○219	○208	○214	○
33	○会523	○会522	○590	○会529	○会529	○
34	○529	○529	×	○529	×	○
35	○234、502	○280、502	○397	○会159、 502	○242、502	○
	○140肢 △9肢 ×26肢					32問/35 問

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。